

## 鳥取県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、当該指定居宅サービスの事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
日本赤十字社 社長 近衛忠輝	東京都港区芝 大門一丁目1 -3	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	訪問看護	平成21年2 月1日
田中文彦	鳥取市吉方温 泉二丁目641	田中歯科医院	鳥取市吉方温泉二 丁目641	居宅療養管理 指導	平成21年3 月4日
山田芳江	鳥取市河原町 佐貫756	山田歯科医院	鳥取市河原町佐貫 756	〃	平成21年3 月5日